

軽自動車税減免申請書
(身体障害者等に係るもの)

H29年 5月 00日

銚田市長 様

申請者
(納税義務者)

住所 **銚田市銚田1444番地1**

氏名 **銚田 太郎** 印

個人番号又
は法人番号

000000000000

銚田市税条例第90条第1項の規定に該当するため、同条第2項の規定に基づき、平成28年度の軽自動車税を減免されたく申請します。

対象車両	標 識 番 号	水戸580あ〇〇〇〇	通知書番号	〇〇〇〇〇-〇〇
	定 置 場	銚田市銚田1444番地1		
	種 別 (該 当 に 〇)	原付 軽二輪 軽四輪 二輪小型 小型特殊 ミニカー		
	用途又は使用目的 (該 当 に 〇)	1 通学 2 通院 3 通所 4 生業(自営, 通勤) 5 その他()		
運転をする者	住 所	銚田市銚田1444番地1		
	氏 名	銚田 次郎	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	障害者との関係 (該 当 に 〇)	1 本人 2 本人以外(生計同一者 常時介護者)※		
	運転免許証の番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号		
	免許証交付年月日	〇〇 年 〇月 〇日	免許証有効期限	〇〇 年 〇月 〇日 まで有効
	免 許 の 種 類 (該 当 に 〇)	普通 自二 小 原	免許の条件等	眼鏡等
身体障害者等	住 所	銚田市銚田1444番地1		
	氏 名	銚田 太郎	生年月日	〇〇 年 〇月 〇日
	身障者手帳等番号	第 〇〇〇〇〇〇 号	手帳等交付年月日	〇〇 年 〇月 〇日
	障 害 名	下肢機能障害		
	障 害 の 程 度	1 級		
自動車税(県税)減免の有無 (該当に〇)		有 無		
備考				

※ 提示又は添付書類 1 身体障害者手帳等 2 運転免許証 3 納税通知書 4 車検証
※ 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が運転者の場合、<裏面>の証明書を添付すること。

<裏面>

身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の者を常時介護する者が運転者の場合は、身体障害者等の通学、通院、通所又は勤務の事実を証する書面を提示し、下表の証明書を税務課へ提出すること。

なお、証明書の記載が事実と相違する場合には減免の対象とならないので注意すること。

証 明 書			
運転者	住所	<u>銚田市銚田1444番地1</u>	
	氏名	<u>銚田 次郎</u>	
	通学・通院・通所・勤務先名	<u>〇〇病院</u>	
	上記の者は、減免申請書に記載されている	身体障害者等と生計を一に 身体障害者等のみで構成される世帯の者を常時介護	
	しており、かつ、当該身体障害者等の(通学・通院・通所・勤務)のために減免申請書に記載されている軽自動車を専ら運転していることを証明する。		
		年 月 日	○
	(障害者署名欄)	<u>銚田 太郎</u>	印
確認書類	1 住民票 2 通学証明書 3 通院証明書 4 通所証明書 5 通勤証明書 6 その他	調査者印	

※ 裏面は、運転する方が身体障害者本人ではない場合に記入してください。

軽自動車税減免についてのお知らせ

身体に障害のある方または精神に障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除する制度があります。

【減免申請の手続き】

- ◇申請期限 : 5月31日(水)まで
- ◇申請場所 : 銚田市役所税務課、旭市民センター、大洋市民センター
- ◇必要書類 : ①軽自動車税の納税通知書 ②運転する方の免許証
③軽自動車検査証
④障害者手帳等
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳)
⑤印鑑 ⑥マイナンバーカード または 通知カード ⑦減免申請書
(⑤⑥は申請書記入のために必要です)

※軽自動車税の減免を受けるためには、毎年申請が必要となります。

※減免の対象とならない場合もありますので、確認のうえ来庁して下さい。

※昨年度より、申請書へのマイナンバーの記載が必要となりましたのでご注意ください。

○減免の対象となる軽自動車等の所有者及び運転者

区分		所有者	運転者
身体障害者	18歳以上	本人	本人 生計を一にする者又は常時介護する者
	18歳未満	本人又は生計を一にする者	生計を一にする者又は常時介護する者
戦傷病者		本人	本人 生計を一にする者又は常時介護する者
知的障害者		本人又は生計を一にする者	生計を一にする者又は常時介護する者
精神障害者		本人又は生計を一にする者	生計を一にする者又は常時介護する者

- ・対象車両は全て身体障害者等の通学、通院、通所若しくは日常生活のために使用するものに限られます。
- ・軽自動車税と同じく自動車税にも減免の制度があり、減免対象となる車両は所有する普通車及び軽自動車のいずれかで、1人につき1台です。
- ・障害者を常時介護する人が軽自動車を運転する場合は、障害者本人が所有(取得)する場合には限られます。

お問い合わせ

銚田市役所税務課

市民税係 軽自動車税担当

TEL : 0291-33-2111 (内線1183・1184)

【軽自動車税の減免の対象となる障害の程度】

手帳の種類		障害の区分		障害の等級(程度)	
身体障害者手帳	戦傷病者手帳	視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
		聴覚障害		2級及び3級	同上
		平衡機能障害		3級	同上
		音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
		上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
		下肢不自由	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
		体幹不自由	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	—
			移動機能	1級から6級までの各級	—
		心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
		じん臓機能障害		同上	同上
		呼吸器機能障害		同上	同上
		ぼうこう又は直腸の機能障害		同上	同上
		小腸の機能障害		同上	同上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	—		
肝機能障害		同上	—		
療育手帳		障害の程度が重度のもの (茨城県の療育手帳の場合 A 又は○A)			
精神障害者保険福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方			

(注) 総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。

例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。